

| 監 査 の 対 象 | 建設部 北部建設事務所 |
|---|--|
| 指摘を受けた監査結果 | 令和6年度 後期 監査結果報告書 |
| 監査の結果 | 措置の内容 |
| <p>(検討を求める事項) 吉野山キャンプ場の安全対策について ログハウス1号棟及び2号棟について、デッキの腐食が激しく、事故が発生しかねない状況であったが、十分な安全策を取らずに貸し出しを行っていた。 利用者の安全確保のため、安全点検を行い、必要な修繕を行われたい。</p> | <p>指定管理者と安全対策(安全確保の修繕)を講じた。 今後は危険個所の把握に努め、腐食等により危険な箇所が生じた場合には、まずは注意喚起や利用制限などにより利用者の安全確保を行うとともに、早期の修繕に努めたい。</p> |
| <p>(検討を求める事項) 吉野山キャンプ場の事故対応について ログハウス利用者用の駐車場において、利用者の運転操作の誤りにより、車両が柵を壊して転落する事故が起きていた。 「吉野山キャンプ場の管理に関する基本協定書」及び「管理運営に関する協定書」において、緊急時の対応及び事故発生時の措置については、指定管理者は速やかに委託者に連絡し、その指示を受けるよう規定されているが、この車両事故について、北部建設事務所へ報告されておらず、事故によって破損した柵の損害賠償手続についても指定管理者のみで対応していた。 事故については、運転者の過失によるものであるが、キャンプ場利用者の安全のため、事故の再発防止策等について検討されたい。 また、事故発生時等における報告について基準や連絡体制の整備を行い、指定管理者と共有し、報告等の漏れが無いよう指導されたい。</p> | <p>ログハウス横の駐車場に駐車する際、停車のためブレーキを踏むところを間違えてアクセルを踏む操作を行ったため、車両はそのまま直進し、コンクリート柵を押し倒して転落した。 指定管理者と当事者の協議により、復旧については、コンクリート柵での施工が出来なかったため、パイプ柵を当事者の保険において施工した。 再発防止については、事故防止のための注意喚起の張り紙を掲示した。 指定管理者の認識不足で、管理上の過失による事故等があった場合と認識していたため、今回の事故に関して利用者の過失による事故については、報告を怠っていた。 指定管理者へは適正な対応を行うよう指導し、事故発生時における報告の基準や連絡体制を確立した。 吉野山キャンプ場の管理に関する基本協定書の中で、業務の範囲について具体的に記載した仕様書等や安全点検業務の指示及び点検簿等を作成した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(検討を求める事項) リバーサイドパーク川上の管理について 広場に特定の利用者が設置した工作物や所有物が多数見られ、整地等に使用していると思われるナンバープレートのない車両もあった。このような状況は、特定の利用者の専用グラウンドのよう見え、公共の施設としては不適切である。 また、この広場は河川敷にあり、出水時に工作物等を短時間で撤去しなければならないため、広場内の工作物等の設置は必要最小限にすべきである。 誰もが快適に利用できる公共施設となるよう、適正な管理を徹底されたい。</p> | <p>当施設は公園内の多目的広場であるが、過去から野球やサッカーなど、主として地域住民のスポーツ目的に利用されてきている。しかしながら、休憩施設や維持管理用具保管庫もない状況にあったため、地元からの要望により必要な設備や休憩施設及び用具の保管倉庫等の施設設置について、最小限の範囲で許可しているところ。 なお、今回の指摘を受けて、設置許可のない工作物等については撤去したところであり、今後、地域に対しても不要物を設置しないよう指導していきたい。</p> |
| <p>(検討を求める事項) 嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について 嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について、以下の状況が見られた。 1 広場内の工作物 ・広場は嘉瀬川河川敷にあることから、国から占用許可を受けて整備しており、工作物の設置にも国の許可が必要であるが、許可を受けていない利用者の工作物や所有物が多数見られた。 2 広場の安全管理 ・単管パイプ数十本や壊れたストーブ等、利用者の所有物や不要となった物が放置されていた。 ・焼却用のドラム缶や薪、焼却灰等、広場内で火気を使用した形跡があった。 ・スチール物置の扉が外れているものがあった。 ・転倒防止措置を講じていないサッカーゴールが設置されていた。 ・広場内に、整地等に使用していると思われるナンバープレートのない車両があった。 この広場は、利用に関する規則等が整備されていないことから、利用者は工作物の設置について、佐賀市との間で文書による設置許可等もなく、また、火気を利用条件のないまま使用していた。 河川敷では、出水時に工作物や利用者の所有物の撤去を短時間でやる義務があることから、広場内の工作物の設置は必要最小限にすべきである。 また、火気の使用や危険物の撤去等について必要</p> | <p>石井樋右岸多目的広場はスポーツ及び憩いの場として地域住民はもとより多くの人に利活用していただけるように整備している。 今回の指摘を受け、広場内にあった無許可の工作物や危険物、不要物について撤去を行った。国の許可を受けていない工作物や所有物については、今後国との協議の上、許可申請を行っていききたい。 広場の利用や火気使用について、明文化されたものはないが、これまで不定期のパトロール等において、都市公園の利用に準じた内容で指導してきたところである。指摘されていた火気使用については、適正に撤去されていることを確認した。サッカーゴールについては、使用しない時は倒しておくことにより転倒防止を講じていきたい。今後は、不適切な利用の監視・把握強化のため、定期的なパトロールを行い、その中で利用者に適切な利用の周知や注意喚起を行うとともに、火気使用や占用申請以外の工作物を確認次第、しっかりと指導を行っていききたい。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>な指示を行うべきである。 今回の指摘を含め、工作物の設置許可条件や安全管理上必要な条件を整備し、誰もが安全で快適に利用できるよう、適正な管理を徹底されたい。</p> | |
|---|--|